

令和2年度

## 「青少年を健全に育てる運動」実施要綱

### 1 趣旨

子どもたちの笑顔は、大人をも元気にしてくれる、まさに私たちの宝です。

しかしながら、一方では、様々な理由から、犯罪や非行に走ってしまう子どもたちや、学校や社会の中で、不安や悩みを抱え、不登校やひきこもりになってしまう子どもたちがいることも事実です。

千葉の未来を担う子どもたち、若者たちが健やかに育つためには、地域の皆さんが、子どもや若者の育成について思いを一つにして行動する「チームスピリット」の精神で支え、育てることが大切です。

子どもや若者が健全に育つことができる社会環境の整備に向けて、行政機関はもとより、家庭・学校・地域がそれぞれの果たす役割や責任を認識し、一体となって運動を展開していきます。

### 2 運動期間

夏の運動期間（令和2年8月1日から令和2年8月31日までの1か月）

冬の運動期間（令和2年12月21日から令和3年1月20日までの1か月）

春の運動期間（令和3年3月10日から令和3年4月9日までの1か月）

### 3 推進機関

千葉県青少年総合対策本部（県・県教育委員会・県警察本部）

### 4 協力機関

市町村

### 5 標語

ママ見てね スマホじゃなくて ぼくの顔

（千葉県PTA連絡協議会主催令和元年度「健全育成標語」最優秀作品）

### 6 重点目標

- (1) 青少年の地域活動（あいさつ運動、ボランティア活動、地域行事参加）の促進
- (2) 青少年の非行防止・保護（非行防止に関する広報・啓発活動、街頭補導活動の支援、深夜外出防止パトロール実施、青少年のインターネット利用・児童ポルノ撲滅についての啓発、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」の周知）
- (3) 青少年を取り巻く有害環境の浄化（書店等への立入調査実施、フィルタリング利用促進に向けた広報・啓発活動）

### 7 運動の実施

千葉県青少年総合対策本部は、青少年の非行問題等に対する広報・啓発活動、相談体制の強化及び犯罪被害から保護するための取組を実施する。

実施に当たっては、地域の実情を踏まえた地域ぐるみの取組となるよう、市町村等と緊密な連携を図る。